

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

来客用のコーヒーは交際費？

Q：当社の応接室には来客用のタバコを常備しています。その購入費用や来客用のインスタントコーヒー、紅茶、麦茶の購入費用は交際費になるのでしょうか。

A：交際費となるか、交際費に含まれない会議費となるかでは法人にとっては関心の高いところです。

(1) 交際費とは……法人が得意先、仕入先等に対して接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものとされています。

(2) 会議費とは……通達には、会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待費用は、原則として会議費にしてかまわないこととされています。

ご質問の場合は、応接室で来客との商談、打合せ等の際に供与されるもので、この場合は「会議」に含まれることが相当と考えられますので、会議費として交際費に含めなくても差し支えありません。

また、会議が一日にわたるため、近くのレストラン等で簡単な昼食をとった場合、その会議が実態を備えていれば、会議場以外の場所での昼食でも会議費になります。

夜の接待費は控えて、お昼を兼ねた会議や打合せをすれば、経費節減にもなり二重効果というものでしょう。

